

序	
例言	
第一 光栄編	1
第二 沿革編	29
第一章 三菱創業時代	30
第二章 三菱合資会社時代	43
第三章 三菱造船株式会社時代	50
第四章 三菱重工業株式会社時代	63
第五章 三菱重工業株式会社の分割	77
第三 総務編	85
第一章 組 織	86
第一節 定 款	86
第二節 職 制	99
第二章 株 式	142
第三章 役 員	150
第四章 弘 報	158
第四 人事編	163
第一章 緒 説	164
第二章 管 理	165
第一節 職員の動態	165
第二節 雇 傭	167
第三節 資 格	169
第四節 執 務	175
第五節 給 与	177
第六節 表 彰	178
第七節 海外派遣	179
第三章 福 祉	181
第一節 退職手当	181
第二節 年 金	183
第三節 扶 助	184
第四節 保 険	185
第五節 貯 蓄	186
第四章 三菱養和会	188
第五 労務編	191
第一章 緒 説	192

第二章 管 理	193
第一節 工員の動態	193
第二節 雇 傭	199
第三節 呼 称	202
第四節 職 階	202
第五節 就業規則	206
第六節 就業時間	
第七節 給 与	208
第八節 保 安	215
第三章 福 祉	217
第一節 救 濟	217
第二節 扶助規則	219
第三節 退職手当	219
第四節 保 険	220
第五節 慶 弔	221
第六節 疎開及び戦災救護	222
第七節 金 融	222
第八節 貯 蓄	223
第四章 厚 生	225
第一節 医 療	225
第二節 社 倉	227
第三節 社 宅	228
第四節 幸福増進基金	229
第五節 会館及び倶楽部	230
第六節 運 動	231
第五章 教 養	233
第六章 労使協調	228
第六 工場編	251
第一章 緒 説	252
第二章 明治時代に設立の工場	253
第一節 三菱製鉄所	253
第二節 長崎造船所	254
第三節 神戸造船所	257
第三章 大正時代に設立の工場	280
第一節 彦島造船所～下関造船所	280
第二節 長崎兵器製作所～長崎精機製作所	284
第三節 研究所	287
第四節 長崎製鋼所	290
第五節 神戸内燃機製作所	293
第六節 神戸電機製作所	293
第七節 名古屋航空機製作所	294
第三章 昭和時代に設立の工場	299
第一節 東京機器製作所～玉川機器製作所	299
第二節 横浜船渠～横浜造船所	304
第三節 名古屋発動機製作所	308

第四節	江南造船所	3 1 1
第五節	名古屋金属工業所	3 1 5
第六節	昭南造船所	3 1 7
第七節	三原車両製作所	3 2 1
第八節	川崎機器製作所	3 2 2
第九節	水島航空機製作所～水島機器製作所	3 2 4
第十節	名古屋発動機研究所	3 2 8
第十一節	熊本航空機製作所～熊本機器製作所	3 2 9
第十二節	名古屋機器製作所	3 3 2
第十三節	若松造船所	3 3 4
第十四節	京都機器製作所	3 3 5
第十五節	広島造船所	3 3 8
第十六節	広島機械製作所	3 4 2
第十七節	静岡発動機製作所	3 4 4
第十八節	茨城機器製作所	3 4 6
第十九節	京都発動機製作所	3 4 7
第二十節	第一製作所	3 5 0
第二十一節	第三製作所	3 5 0
第二十二節	第五製作所	3 5 0
第二十三節	第十一製作所	3 5 1
第二十四節	第十六製作所	3 5 2
第二十五節	第十八製作所	3 5 2
第二十六節	第二十製作所～広島工作機械製作所	3 5 3
第二十七節	第二十二製作所	3 5 5
第二十八節	名古屋機器製作所（転換工場）	3 5 6
第二十九節	津機器製作所	3 5 7
第三十節	吉見機器製作所	3 5 8
第三十一節	菱和機器製作所	3 5 9
第三十二節	名古屋製作所	3 6 1
第三十三節	大井機器製作所	3 6 2
第三十四節	七尾造船所	3 6 3
第三十五節	臨時航空機工場整理事務所	
	臨時発動機工場整理事務所～臨時航空機整理事務所	3 6 5
附	上海浦東東溝土地	3 6 6

第七 技術編 3 7 3

第一章	研究機関	3 7 4
第一節	研究施設の概要	3 7 6
第二節	業績の概要	3 8 0
第三節	技術委員会の概要	3 8 8
第二章	工業所有権	3 9 0
第一節	三菱に商標	3 9 0
	発明考案	3 9 1
第三節	外国特許及び製作権	3 9 6

第八	造船編	401
第一章	艦艇	402
第一節	緒説	402
第二節	戦艦及び巡洋戦艦	403
第三節	航空母艦	412
第四節	巡洋艦	413
第五節	水雷艇及び駆逐艦	421
第六節	その他の艦艇	423
第七節	潜水艦	429
第二章	船舶	436
第一節	緒説	436
第二節	商船及び特殊船	436
第三節	漁船	475
第三章	艦船修理 附海難救助	484
第九	造機編	493
第一章	緒説	494
第二章	陸船用原動機類	495
第一節	蒸気往復機関及び三菱レンツ蒸気機関	495
第二節	三菱パーソンスタービン	498
第三節	三菱ツエリータービン	503
第四節	三菱ユングストロームタービン	508
第五節	戦時中の標準型タービン	512
第六節	三菱パウエルバッハ排気タービン	513
第七節	船用ボイラ	514
第八節	陸用三菱縦型ボイラ	519
第九節	陸用三菱セクショナルボイラ	523
第十節	三菱ズルツァー ディーゼル機関及びMSディーゼル機関	527
第十一節	三菱神戸ディーゼル機関	533
第十二節	横浜 M.A.N.ディーゼル機関	538
第十三節	ZC-707 型高速ディーゼル機関	540
第十四節	小型内燃機関	541
第十五節	三菱発電用水車	544
第三章	陸船用機械類	550
第一節	三菱フルカン流体接手	550
第二節	三菱シンクレア流体接手	551
第三節	三菱ジャンネーポンプ及び油圧整動機	553
第四節	三菱電動揚貨機	553
第五節	三菱ターボ送風機	554
第六節	三菱冷凍機	556
第四章	車両及び同関連製品	558
第一節	蒸気機関車	559
第二節	電気機関車	561
第三節	内燃機関車及び圧縮空気機関車	563
第四節	自動車	564

第五節	オート三輪車	5 6 9
第六節	ロード ローラー	5 7 1
第七節	トラクタ、ブルドーザ、アングルドーザ、 及びモータ グレーダ	5 7 2
第八節	スクータ	5 7 5
第九節	貨車・タンク車及び MD 台車	5 7 6
第十節	炭・鉱車	5 7 6
第十一節	空気ブレーキ	5 7 7
第五章	鉄工製品	5 7 9
第一節	橋梁及び鉄構	5 7 9
第二節	鉄塔及び鉄柱	5 8 3
第三節	鋼管及び水圧鉄管	5 8 5
第四節	タンク類	5 8 6
第六章	兵器	5 8 8
第一節	魚 雷	5 8 8
第二節	大掃海具及び防雷具（パラベーン）	5 9 2
第三節	戦車	5 9 3
第四節	照準具	6 0 0
第七章	工作機械	6 0 2
第八章	その他の機械類及び製品	6 0 4
第一節	深尾式メタリック パッキング	6 0 4
第二節	アートメタル製品	6 0 4
第三節	その他の機械及び製品	6 0 5
第四節	雑機械器具及び農機器具類	6 1 1
第十	航空機編	6 1 7
第一章	緒 説	6 1 8
第二章	機体及びその関連品	6 1 9
第一節	概要	6 1 9
第二節	練習機	6 2 2
第三節	機上作業練習機	6 2 3
第四節	艦上戦闘機	6 2 4
第五節	陸上戦闘機	6 2 8
第六節	偵察機	6 2 9
第七節	艦上攻撃機	6 3 1
第八節	爆撃機及び陸上攻撃機	6 3 3
第九節	水上機及び飛行艇	6 4 0
第十節	噴射推進式飛行機	6 4 1
第十一節	無人飛行機	6 4 3
第十二節	輸送機	6 4 3
第十三節	飛行船	6 4 5
第十四節	機体関連品	6 4 5
第三章	発動機及びその関連品	6 4 6
第一節	概 要	6 4 6
第二節	水冷式発動機	6 5 0
第三節	空冷式発動機	6 5 3

第四節	ディーゼル発動機	659
第五節	噴射式原動機	659
第六節	発動機関連品	661
第十一	経理編	663
第一章	会計制度の変遷	664
第一節	我国最初の複式簿記	664
第二節	工業会計	665
第三節	減価償却制度	669
第四節	事務の機械化	671
第五節	強行予算制度	672
第六節	統一原価計算制度	673
第二章	資本金	674
第一節	三菱社及び三菱合資会社時代	674
第二節	三菱造船株式会社及び三菱重工業株式会社時代	675
第三章	積立金	677
第四章	損益	679
第五章	配当金	684
第六章	社債	685
第七章	資産及び負債	687
第十二	戦後編	695
第一章	緒説	696
第二章	戦後の制約	697
第一節	軍需工業禁止	697
第二節	終戦処理のための金融措置	698
第三節	軍需補償	699
第四節	戦時補償特別税	699
第五節	賠償指定	700
第三章	財閥解体	702
第一節	会社制限例	703
第二節	持株会社整理委員会令	703
第三節	証券保有制限令	703
第四節	財閥同族支配力排除法	704
第五節	過度経済力集中排除法	704
第四章	再建整備	705
第一節	会社経理応急措置法	705
第二節	企業再建整備法	708
第三節	事前増資	712
附録	三菱社章の由来	726
	年譜	729

編纂後記